

# コンビニ交付がはじまります

コンビニ交付とは、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機から証明書が取得できるサービスです。ただし、コンビニ交付を利用するためには、マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書（暗証番号4桁）の搭載が必要です。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## 取得できる証明書

### 4月28日から

- ・住民票の写し（本人・世帯員）…………… 300円
- ※マイナンバー入りの住民票は発行できません。
- ※世帯全員の住民票を申請された場合、一人1枚ずつ印刷されますが、ホッチキス留めされません。1枚のみでの使用は無効になりますので、「ご注意ください」。
- ・印鑑登録証明書（本人）…………… 300円

### 7月28日から

- ・町県民税所得課税証明書（本人）…………… 300円
- ・納税証明書（本人）…………… 300円
- ・資産証明書（本人・本人名義分のみ）…………… 450円
- ・戸籍全部・個人事項証明書（謄抄本）…………… 450円
- ・戸籍の附票の写し（本人・同一戸籍）…………… 300円



## 交付できる時間

午前6時30分～午後11時まで  
（12月29日から翌年1月3日までとシステム休止日を除く）

## 利用できるコンビニエンスストア

全国のサークルKサンクス、セブンイレブン・ジャパン、ファミリーマート、ローソン（五十音順）  
※マルチコピー機設置店舗に限りです。





## 自動交付機は

**平成30年3月末に廃止されます**

越前町役場、宮崎・越前・織田コミュニティセンターと丹南地区内に設置されている自動交付機は、平成30年3月末で廃止されます。それに伴い、「たんなんカード」で証明書の取得ができなくなります。お早めに「マイナンバーカード」への切り替えをお願いします。

## あなたがお持ちのカードをお確かめください。

お持ちのカードがどのカードかを確認して、マイナンバーカードへの切り替えをお願いします。

カードの種類	窓口	自動交付機	コンビニ交付	カードの説明
 印鑑登録証	○	×	×	窓口で印鑑登録証明書を発行する際に必要ですが、自動交付機・コンビニ交付の利用はできません。土日や時間外に証明書の発行を希望する人は、マイナンバーカードへの切り替えをお願いします。
 たんなんカード	○	○	×	自動交付機の利用はできますが、自動交付機が廃止になる平成30年4月以降は、証明書の取得ができません。コンビニ交付の利用もできませんので、マイナンバーカードへの切り替えをお願いします。
 住民基本台帳カード	○	○	△ 平成30年4月～	自動交付機の利用ができます。自動交付機が廃止になる平成30年4月以降は、カードの有効期限内であればコンビニ交付の利用ができますが、有効期限が過ぎる前に、マイナンバーカードへの切り替えをお願いします。
 マイナンバーカード	○	○	○	自動交付機・コンビニ交付の利用ができます。平成30年4月以降は、自動交付機が廃止になるため、自動交付機での証明書の取得ができません。

## マイナンバーカードの申請は郵送・インターネットで簡単にできます。

### ①郵送で申請する場合

マイナンバーの通知に同封された「交付申請書」に署名または記名・押印し、顔写真を添付の上、返信用封筒に入れて申請してください。顔写真は、住民環境課で撮影することができます。

### ②インターネットで申請する場合

マイナンバーの通知に同封された「交付申請書」のQRコードを読み取ります。ホームページにアクセス後、顔写真のデータとともに申請してください。

問合せ先 住民環境課 ☎34-8708